

第6次ひがしまつやま共生プラン（案）

第1章 プランの概要

(1) プラン策定の趣旨

男女共同参画社会基本法は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を最重要課題として位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成促進に関する施策を推進することとしています。

本市では、平成9年に「ひがしまつやま共生プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策に取り組んできましたが、令和6年度に実施した「東松山市男女共同参画に関するアンケート調査」では、依然として固定的な性別役割分担意識や様々な分野における男女の不平等感が残っている状況がうかがえます。

また、少子高齢化の進展や生活様式の多様化など社会情勢が変化するなかで、女性だけでなく男性にとっても、多様な生き方を可能にする環境づくりは、より一層重要になっています。

こうした状況に対応し、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、「第6次ひがしまつやま共生プラン」を策定しました。

【策定経過】

平成9年10月 女と男ともに支え合おう ひがしまつやま共生プラン

平成15年4月 第二次ひがしまつやま共生プラン みんな生き生き 共に支え合い

平成21年3月 第三次ひがしまつやま共生プラン

平成27年3月 第4次ひがしまつやま共生プラン

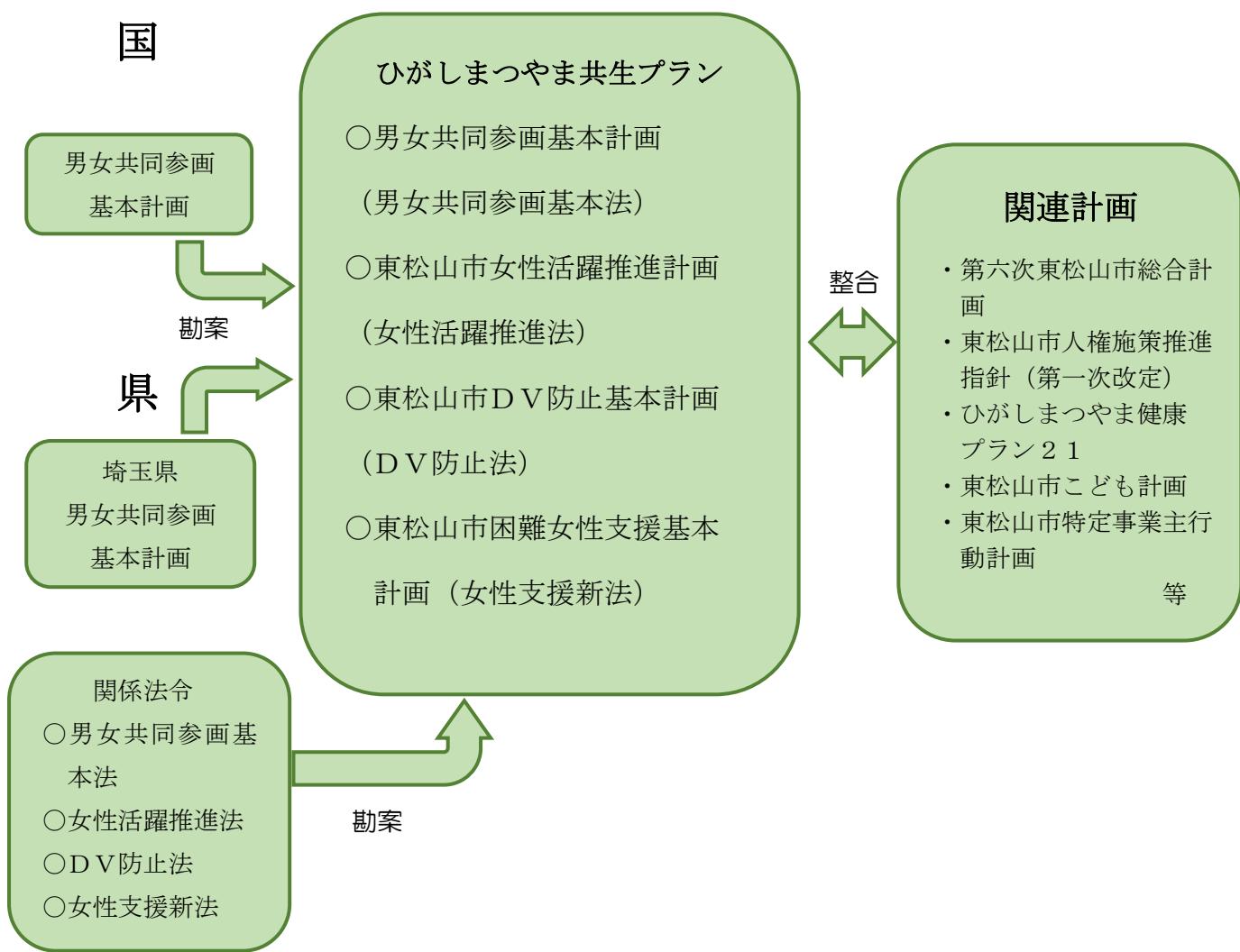
令和3年3月 第5次ひがしまつやま共生プラン

令和8年3月 第6次ひがしまつやま共生プラン

(2) プランの位置づけ

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び東松山市男女共同参画推進条例第11条の規定に基づき、市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して策定したものです。

このプランのうち基本目標Ⅱは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づき「東松山市女性活躍推進計画」として、基本目標Ⅳは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき「東松山市DV防止基本計画」として、基本目標Ⅴは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づき「東松山市困難女性支援基本計画」として策定したものです。



(3) プランの期間

このプランの期間は、令和8年度から令和14年度までの7年間です。なお、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 プランの基本的な考え方

(1) プランの基本理念 東松山市男女共同参画推進条例第3条から要約

男女共同参画の推進は、

- 1 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保される等、男女の人権が尊重されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行をなくすよう努め、男女の活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮すること。
- 3 市の施策・事業者等の方針の決定等に男女が共同して参画する機会が確保されること。
- 4 家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画できるように配慮すること。
- 5 男女が対等な関係のもとに互いの性を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営めること。
- 6 国際社会での動向を十分理解して行われること。

(2) プランの基本目標

次の5つを計画の基本目標としました。

基本目標 I

男女の人権を尊重する意識づくり

広報活動等の充実により、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進します。

基本目標 II

男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

男女が共に職業生活及び家庭生活を両立し、能力を発揮することができるよう、支援を行います。

基本目標 III

男女共同参画の施策の推進と体制づくり

家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的に改善します。

基本目標 IV

人権が尊重されDVのない社会づくり

ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止に努めるとともに、DVの被害を受けた人に対し、必要に応じた支援を行います。

基本目標 V

困難な問題を抱える女性への支援体制づくり

困難な問題を抱えた女性(※)に対し、相談支援体制を強化し、寄り添った支援を行います。

※「困難な問題を抱える女性」とは、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)をいう。

(3) プランの体系

基本目標	主要課題	施 策
I 男女の人権を尊重する意識づくり	(1)男女の共同参画意識の啓発	① 意識啓発活動の推進 ② 男女共同参画に関する情報の収集と提供
	(2)男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	① 学校教育における男女共同参画の推進 ② 家庭や地域における教育・学習機会の提供
	(3)男女共同参画に関する国際理解と国際交流の推進	①外国における課題と取組の理解促進 ②国際交流・支援の推進
II 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり ～東松山市女性活躍推進計画～	(4)働く場における男女共同参画の推進	① 雇用機会の均等と公平な待遇の確保及び各種ハラスメントの防止 ② 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ③ 女性の職業生活における活躍の推進
	(5)子育てと介護への支援	① 子育て支援の充実 ② 地域における子育て支援の促進 ③ 高齢者・障害のある人とその介護者への支援
		① 健康の保持・増進 ② こころの健康支援
		① 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画の促進 ② 男女共同参画の推進を担う人材育成
	(8)地域社会における男女共同参画の推進	① 地域活動における男女共同参画の促進 ② 災害の分野における男女共同参画の推進
		① 市における男女共同参画推進体制の強化 ② 市民・事業者等との連携による計画の推進 ③ 男女共同参画に関する現状の分析・計画の進行管理
IV 人権が尊重されDVのない社会づくり ～東松山市DV防止基本計画～	(10)あらゆる暴力の根絶	① DV防止対策の推進
	(11)安心して相談できる体制づくり	① 相談窓口の周知 ② 相談体制の充実
		① 早期発見体制の整備 ② 保護体制の強化 ③ 生活再建に向けた支援の充実

<p>V 困難な問題を抱える女性への支援体制づくり ～東松山市困難女性支援基本計画～</p>	<p>(1 3) 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</p>	<p>① 困難な問題を抱える女性に寄り添った支援 ② 相談支援の充実</p>
--	---------------------------------------	--

第3章 プランの内容

基本目標 I 男女の人権を尊重する意識づくり

主要課題

(1) 男女の共同参画意識の啓発

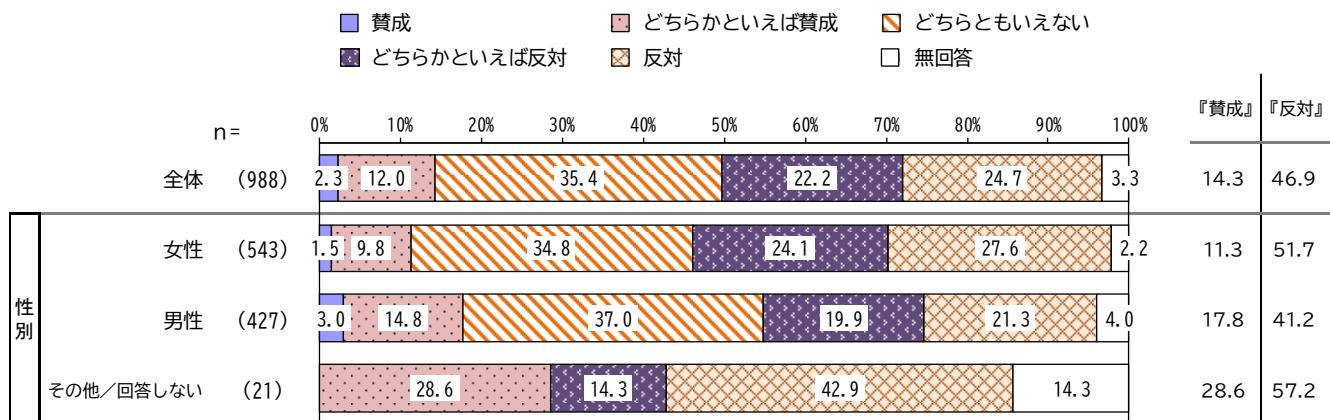
① 意識啓発活動の推進

「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に反対する市民の割合が、令和6年度に実施したアンケート調査では46.9%となっており、令和2年度市民意識調査の39.4%より増加し、第5次ひがしまつやま共生プランにおける目標値を超えています。その一方で、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、男女の地位が平等であると感じている人の割合は非常に低くなっています。依然として男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場、地域等において様々な差別や偏った負担を生んでいると考えられます。

このような状況から、男女がともに暮らしやすい社会とするためには、固定的な性別役割分担意識の解消が必要です。さらに、男女共同参画の意識を浸透させるため、今後もあらゆる機会を通じて広報、啓発活動を展開することが重要です。

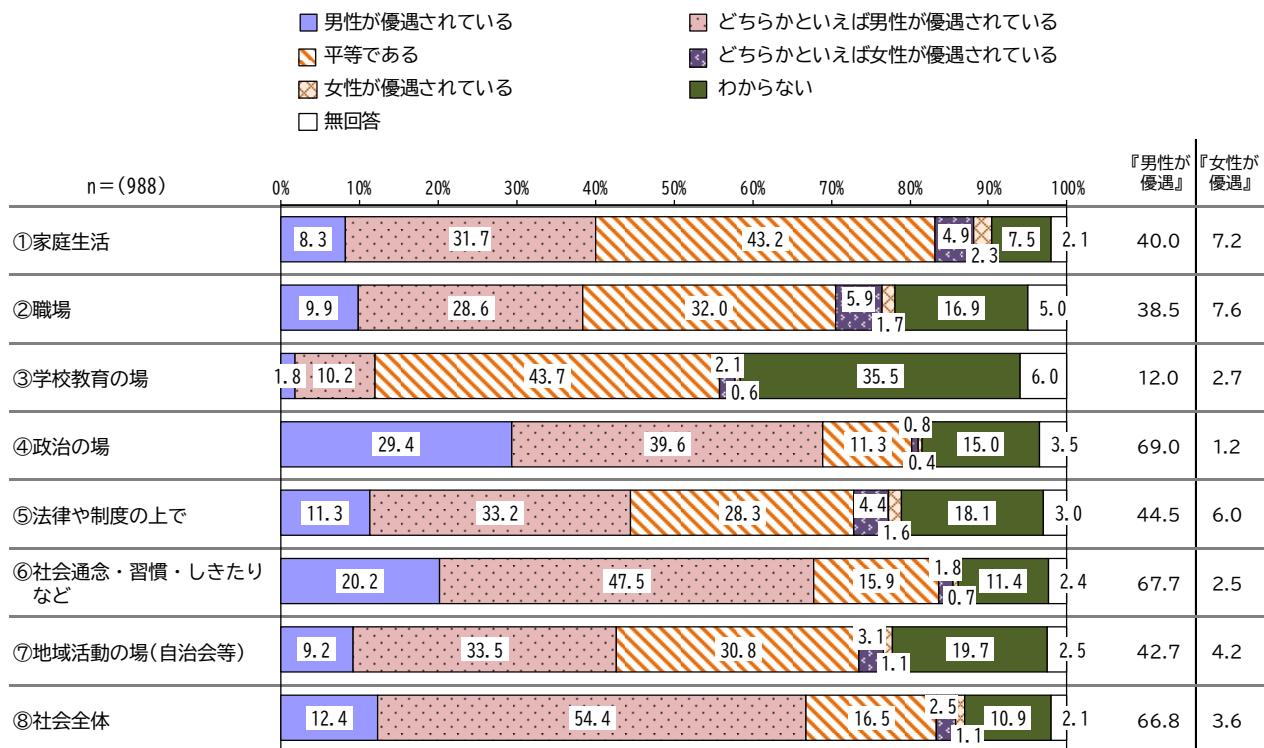
施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
1	男女共同参画の意識が広がるよう、あらゆる機会を通じて市民に向けた啓発活動を行います。	男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるため講演会や講座等の開催	人権市民相談課
		固定的な性別役割分担意識を見直す講座等の開催	人権市民相談課

【固定的な性別役割分担意識～「男は仕事」「女は家庭」という考え方について～】



（令和6年度東松山市男女共同参画に関するアンケート調査より）

【男女平等に関する意識について～男女の地位の意識状況～】



〈令和6年度東松山市男女共同参画に関するアンケート調査より〉

② 男女共同参画に関する情報の収集と提供

市民が男女共同参画に関する情報を入手し、自ら学習することができるよう、市立図書館の資料を充実させます。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
2	男女共同参画に関する情報や図書等を収集するとともに、市民へ提供します。	男女共同参画に関する図書等の収集・提供	生涯学習課 (市立図書館)

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

主要課題

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

① 学校教育における男女共同参画の推進

学校教育は、児童・生徒の成長に大きな影響を与え、意識や慣習などの生活基盤を形成します。そのため、学校においては、児童・生徒がお互いの人格や個性を尊重し合うとともに、性別にかかわりなく、一人一人の個性や能力を發揮して自らの意思によって行動できるよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
3	学校において、人権の尊重、男女平等の視点に立った教育を行います。	性別にとらわれず個性に応じた生き方を選択できるような生徒指導・進路指導の充実	学校教育課

② 家庭や地域における教育・学習機会の提供

家庭や地域においても男女平等意識が広く浸透されるよう、男女共同参画の視点に立った意識啓発を行い、生涯学習の充実を図ります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
4	家庭や地域における男女平等を推進するための学習機会を提供し、社会教育の充実を図ります。	各種セミナー・講座の開催及び情報提供 出前講座の開催	人権市民相談課 生涯学習課

基本目標 I 男女の人権を尊重する意識づくり

主要課題

(3) 男女共同参画に関する国際理解と国際交流の推進

① 外国における課題と取組の理解促進

国際社会における男女共同参画の取組や様々な課題について、情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
5	男女共同参画に関する国際理解を深めるため、情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。	国際的な課題に対する情報共有	総務課

② 国際交流・支援の推進

市内在住の外国人が地域社会から孤立することのないよう、市内や近隣に住む外国人との交流を進め相互理解を促進します。東松山市国際交流協会との連携による交流事業の充実、地域社会で暮らす上で必要なルールや慣習を外国人が理解しやすくするための取組を推進します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
6	在住外国人に向けての相談体制・情報提供の充実を図ります。	在住外国人のための相談体制の整備及び、多言語版の情報紙、生活ガイドブック等による情報提供	総務課

基本目標Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

～東松山市女性活躍推進計画～

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づき、国が定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を勘案し、策定したものです。

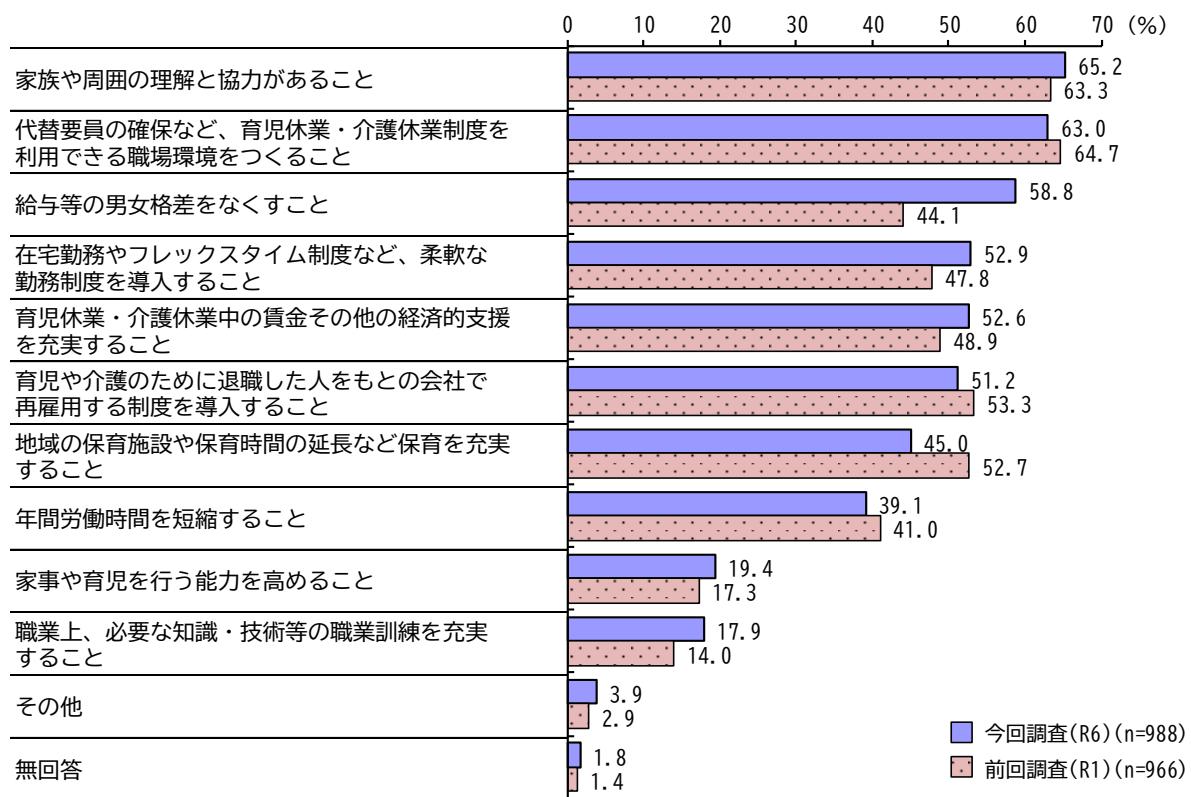
基本原則

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担意識を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

目的

働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や、職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働くとする女性がその思いを叶えることができる社会、ひいては、男女が共に、多様な生き方、働き方を選択できる活力あふれる社会の実現を図ります。

【男女が仕事と家庭の両立に必要なこと】



（令和6年度東松山市男女共同参画に関するアンケート調査より）

男女が仕事と家庭の両立をするために必要な条件は、「家庭や周囲の理解と協力があること」が65.2%と最も多く、次いで「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」(63.0%)、「給与等の男女格差をなくすこと」(58.8%)が続いている。前回調査と比較すると、「給与等の男女格差をなくすこと」が14.7ポイント、「在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入すること」が5.1ポイント、前回調査より増加しています。反対に「地域の保育施設や保育時間の延長など保育を充実すること」が7.7ポイント、前回調査より減少しています。

基本目標Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

主要課題

(4) 働く場における男女共同参画の推進

① 雇用機会の均等と、公平な待遇の確保及び各種ハラスメントの防止

男女が共に能力を発揮できる職場環境づくりを推進します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
7	男女共同参画の視点による職場の環境づくりを推進し、性別による不平等な慣行等の見直しを働きかけ公平な待遇の実現を図ります。	企業等における採用や労働賃金等における男女格差の是正及び労働条件等の改善の啓発とハラスメント防止対策の促進	商工観光課
		市役所におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどハラスメント行為の正しい理解の促進と防止対策の徹底	人事課

② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

誰もが個性と能力を十分に発揮し、社会において活躍するためには、仕事と家事・育児・介護などの家庭生活や、自己啓発、地域でのボランティアなど様々な活動との調和が大切です。個人が望む生活のバランスが実現し、いきいきと働き、家庭や個人の時間も豊かに過ごすことができるよう働きやすい環境づくりが求められています。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
8	育児・介護休業法、女性活躍推進法等の周知や制度の普及を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現した社会を目指します。	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と両立支援の整備促進（長時間労働の削減、短時間勤務制度、業務のDX化の導入・拡充）	人権市民相談課
			人事課
			商工観光課

③ 女性の職業生活における活躍の推進

女性の起業・再就職等への支援を図るとともに、働く場における指導的立場への女性の参画を促進します。

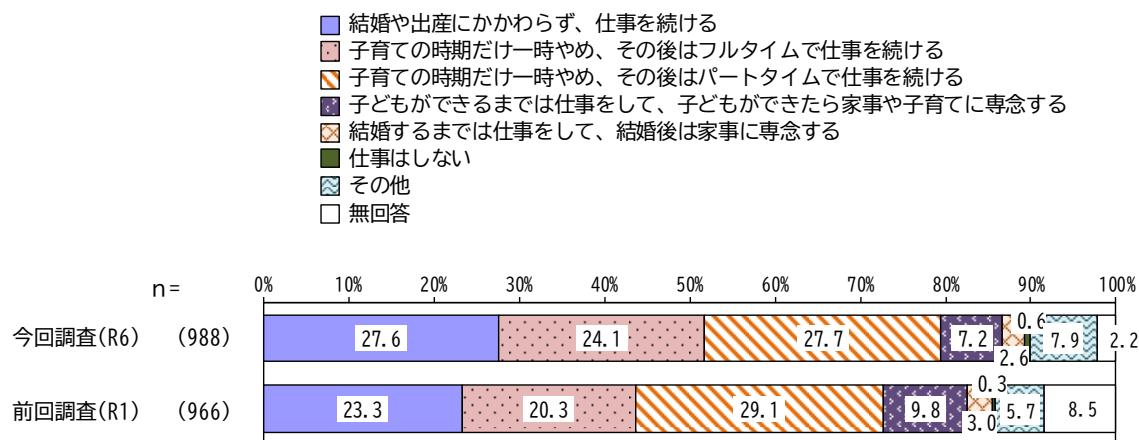
また、就業意欲がある女性や職場でステップアップを希望する女性が働きやすい環境を整備することで、女性がいきいきと輝く社会の実現を目指します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
9	女性が能力を十分に発揮できるよう起業・再就職の相談や情報提供を行います。	就労・起業に関する情報提供や意識啓発、相談体制・支援の継続	商工観光課
10	指導的立場に積極的に女性が参画できるよう、市内事業所へ、働きやすい職場づくりに向けた取組を促進します。	ポスター・チラシ・講演会等による市内事業所への啓発	商工観光課

【女性の働き方についての考え方】

女性の働き方についての考え方については、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が 27.7%、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」が 27.6%と 2割半ばを超えて高く、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」(24.1%) も 2割を超えています。

前回調査と比較すると、5 ポイント以上差がある項目はありませんが、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」が 4.3 ポイント、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」が 3.8 ポイント、前回調査より増加しています。



〈令和 6 年度東松山市男女共同参画に関するアンケート調査より〉

基本目標Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

主要課題

(5) 子育てと介護への支援

① 子育て支援の充実

近年、少子化や核家族化が進行し、一人一人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、子育てにおける孤立感や負担感の増加、児童虐待の顕在化、こどもへの貧困の連鎖など、子育てをとりまく環境はより複雑化しています。

女性の社会進出機会の増、また、物価上昇や賃金の伸び悩み等の経済的理由により、共働き家庭が増加したことなどから、多様な保育サービスが求められています。令和6年度男女共同参画に関するアンケートの「男女が仕事と家庭の両立に必要なこと」の設問では「地域の保育施設や保育時間の延長など保育を充実すること」が令和元年調査と比べ7.7ポイント減少しており、待機児童数の減少など保育の充実が進んでいることが反映されたものと考えられます。引き続き仕事と子育てが両立できるよう、様々なニーズに対応した子育て支援の充実を図ります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
1 1	多様なニーズに応じた子育てサービスや、育儿不安や虐待に関する相談の充実を図ります。 また、子育て家庭への経済的な支援を実施します。	保育施設、放課後児童クラブの充実	保育課
		延長保育、病児保育、一時保育、乳幼児等通園支援事業等の実施	保育課
		放課後こども教室の充実	こども支援課
		育児不安や子育てに関する相談窓口の充実	こども支援課 健康推進課
		「こども家庭センター」を中心に関係機関と連携し、子どもの虐待に予防的に対応する取組の実施	こども支援課 学校教育課 社会福祉課 健康推進課
		子育て家庭への経済的支援	こども支援課

② 地域における子育て支援の促進

子育ての喜びや楽しさを感じることができる環境の整備を進めるとともに、社会全体で子育てをサポートする仕組みづくりを進めます。

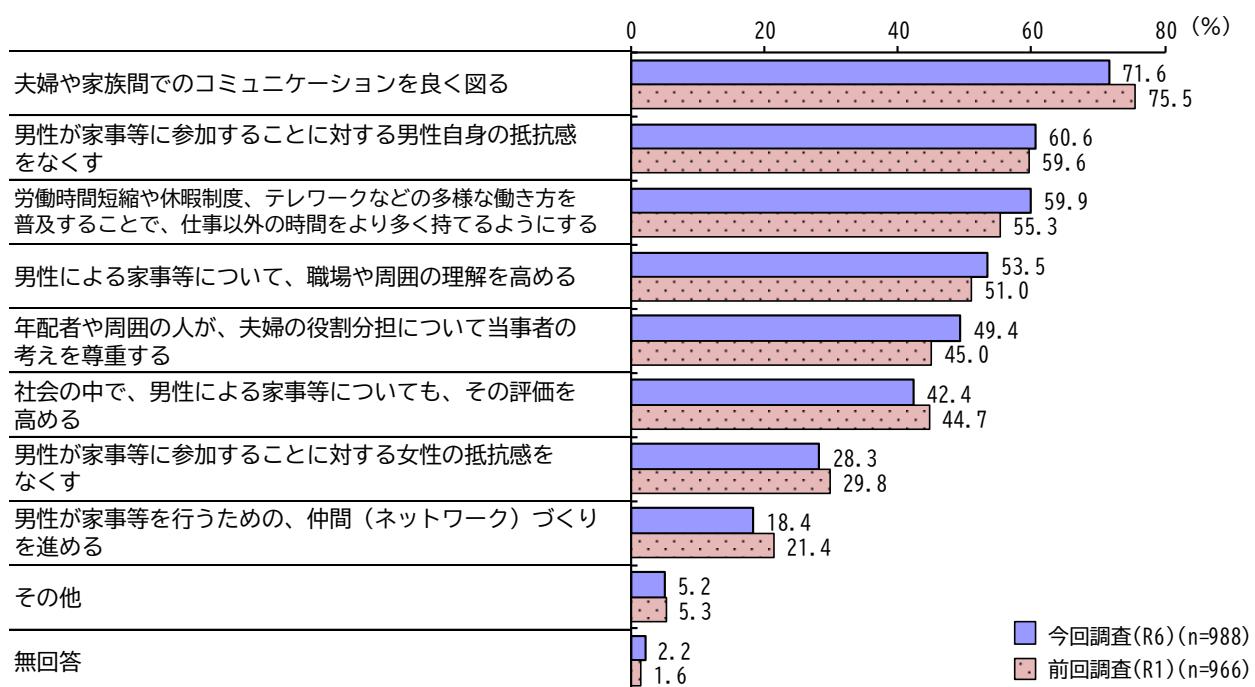
施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
1 2	社会全体で子育てをサポートする仕組みや、子育てをしている保護者のネットワークづくりを支援します。	ファミリー・サポート・センターの充実	こども支援課
		乳幼児とのふれあい体験の実施	学校教育課
		子育てサークルの育成や地域の子育てネットワークへの支援	こども支援課
		子育て支援の促進	健康推進課

③ 高齢者・障害のある人とその介護者への支援

高齢者や障害のある人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの充実を図ります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
13	高齢者や障害のある人が、地域で自立して生活できるよう、各種サービスの充実を図ります。	高齢者福祉サービスの充実	高齢介護課
		障害者福祉サービスの充実	障害者福祉課

【男女がともに家事、育児、介護、地域活動等に参加しやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか】



〈東松山市 令和6年度男女共同参画に関するアンケート調査より〉

男女が家事等に参加しやすくなるために必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーションを良く図る」が71.6%と最も高く、次いで「男性が家事等に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」(60.6%)、「労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどの多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」(59.9%)、「男性による家事等について、職場や周囲の理解を高める」(53.5%)が続いています。

基本目標Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

主要課題

(6) 生涯を通じた男女の健康支援

① 健康の保持・増進

一人一人が自立した生活を送り、社会のあらゆる分野へ参画していくためには、心身の健康が欠かせません。

そのため、ライフステージに応じた健康教育や相談、各種健康診断や検診等の充実を図り、生涯を通じた健康支援を進めます。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
1 4	男女が互いの性を理解・尊重し、対等な関係のもとで妊娠や出産について選択できるよう、妊娠・性感染症等に関する正しい知識を得るために情報や学習機会の充実を図ります。	思春期を対象とした性教育の実施や相談体制の充実	学校教育課
		電話相談や保健指導などによる、性感染症等への対応や情報提供	健康推進課
1 5	男女が共に健やかに暮らすために、健康保持対策を推進し、生涯にわたり支援を行います。	健康保持・増進のための啓発や活動の充実	健康推進課
			保険年金課
			スポーツ課
			高齢介護課

② こころの健康支援

市民が抱える不安や悩みを相談できる窓口を充実させ、健やかに暮らせるよう、適切な支援を行います。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
1 6	男女のこころの健康が保たれるよう、各種相談窓口の充実や、対策・支援を進めます。	各種相談窓口の充実	人権市民相談課
			学校教育課
		民生委員・児童委員活動との連携	社会福祉課

基本目標Ⅲ 男女共同参画の施策の推進と体制づくり

主要課題

(7) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画の促進

① 審議会等への女性の登用・参画促進

市の政策・方針決定過程の場に女性と男性、双方の意見が反映されるよう、市の審議会等における委員の男女比率の均衡を図ります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
17	各種審議会等への女性委員の登用や政策・方針の立案・決定の場への男女共同参画を促進します。	審議会等における委員の男女比率の均衡の促進	人権市民相談課 政策推進課
		管理監督職への積極的登用	人事課

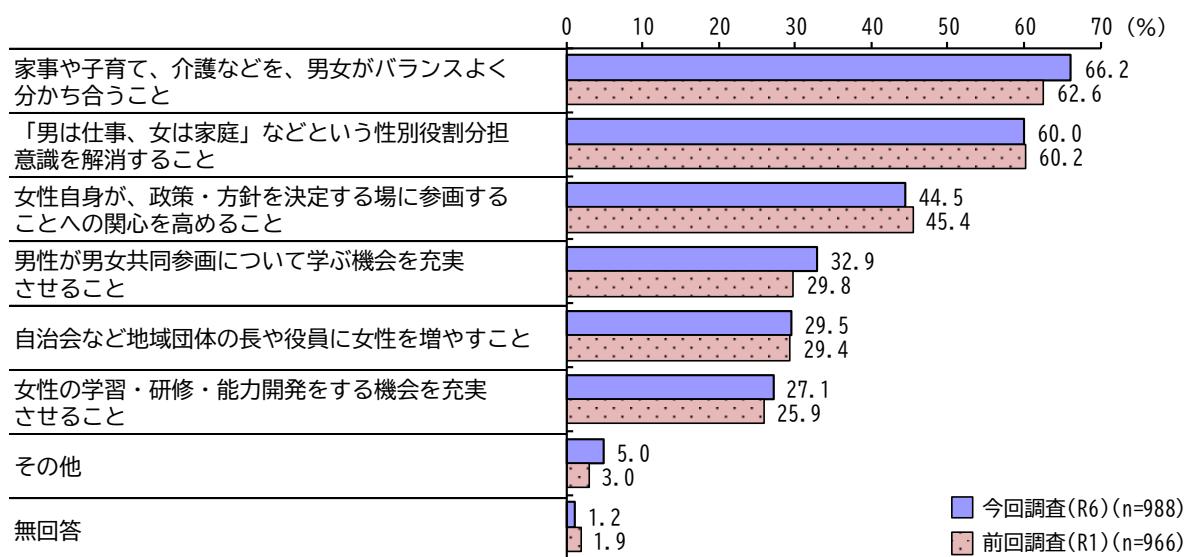
② 男女共同参画の推進を担う人材育成

持続可能で多様性に富んだ活力ある地域社会を実現するためには、行政、企業、地域など、あらゆる分野の活動において、男女いずれか一方の性に偏ることなく方針決定の場に参画する機会を確保し、多角的な視点からの意見を反映することが重要です。

そのためには、社会のあらゆる場面で男女の偏りのない意思決定がなされる環境の整備が必要です。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
18	各分野への女性の登用を促進するため、研修や学習の機会を提供します。	講座や会議等による女性の人材育成及び活躍のための情報と学習機会の提供	人権市民相談課
			生涯学習課

【女性が政策・方針決定の場に進出するために必要なこと】



（令和6年度東松山市男女共同参画に関するアンケート調査より）

基本目標Ⅲ 男女共同参画の施策の推進と体制づくり

主要課題

(8) 地域社会における男女共同参画の推進

① 地域活動における男女共同参画の促進

自治会等の地域活動に男女がともに参画し、地域・社会活動に取り組み、双方の視点が反映されるよう環境づくりを推進します。

また会長や役員への就任について男女共同参画を促進する必要があります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
19	自治会等の地域活動への参加及び、会長や役員の就任について男女共同参画を促進します。	地域活動における女性と男性、双方の視点を反映させるための啓発	地域支援課
		コミュニティ活動への男性の参画を促進するための情報提供	地域支援課

② 災害の分野における男女共同参画の推進

平成23年の東日本大震災、令和元年東日本台風などの大規模災害の経験から、避難所運営など防災、災害復興の分野への男女共同参画の視点に立った防災対策が求められます。

災害時の避難所運営等において女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題もあります。避難所運営等を円滑に進めるためにも、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立していく必要があります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
20	男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立します。	男女のニーズに対応した防災・復興体制の確立	危機管理防災課
		女性や要配慮者など多様なニーズに対応した避難所の環境整備	危機管理防災課

基本目標Ⅲ 男女共同参画の施策の推進と体制づくり

主要課題

(9) 男女共同参画推進体制の整備

① 市における男女共同参画推進体制の強化

男女共同参画の視点を持ったまちづくりを進めるためには、計画の実効性を高め、全庁的に男女共同参画推進体制を強化し、市民、事業者等と連携して総合的に施策を実施する必要があります。

市では、男女共同参画の視点に基づく環境を整備するとともに、性別にかかわらず意欲と能力を兼ね備えた人材の育成及び活用を図り、指導的立場への女性の参画の促進に努めています。市役所における一般行政職の管理監督職（主査級以上）における女性職員の比率は、令和7年度現在、21.7%です。

また、「東松山市令和6年度男女共同参画に関するアンケート調査」において、男女共同参画推進のために行政が力を入れていくべき施策として、「就労の場における雇用や待遇に性別による差別がないようにする」、「男性も女性も対等に仕事と家庭の両立ができるような、サービスの充実を図る」、「子どもの時から、家庭や学校で男女平等について教える」などの回答が多く挙げられています。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
21	職員一人一人の男女平等意識の醸成を図るとともに、個々の能力が十分に発揮できる環境を整えます。	男女共同参画庁内連絡会議・男女共生推進リーダー会議の実施	人権市民相談課
		男女共同参画に関する職員研修の充実	人権市民相談課
			人事課
		人材育成基本方針に基づいた人材の育成と活用	人事課
		特定事業主行動計画「子育てと女性活躍応援プラン」に基づいた環境整備	人事課

② 市民・事業者等との連携による計画の推進

男女共同参画の取組を進めるため、市民や事業者との連携や協働を充実させます。

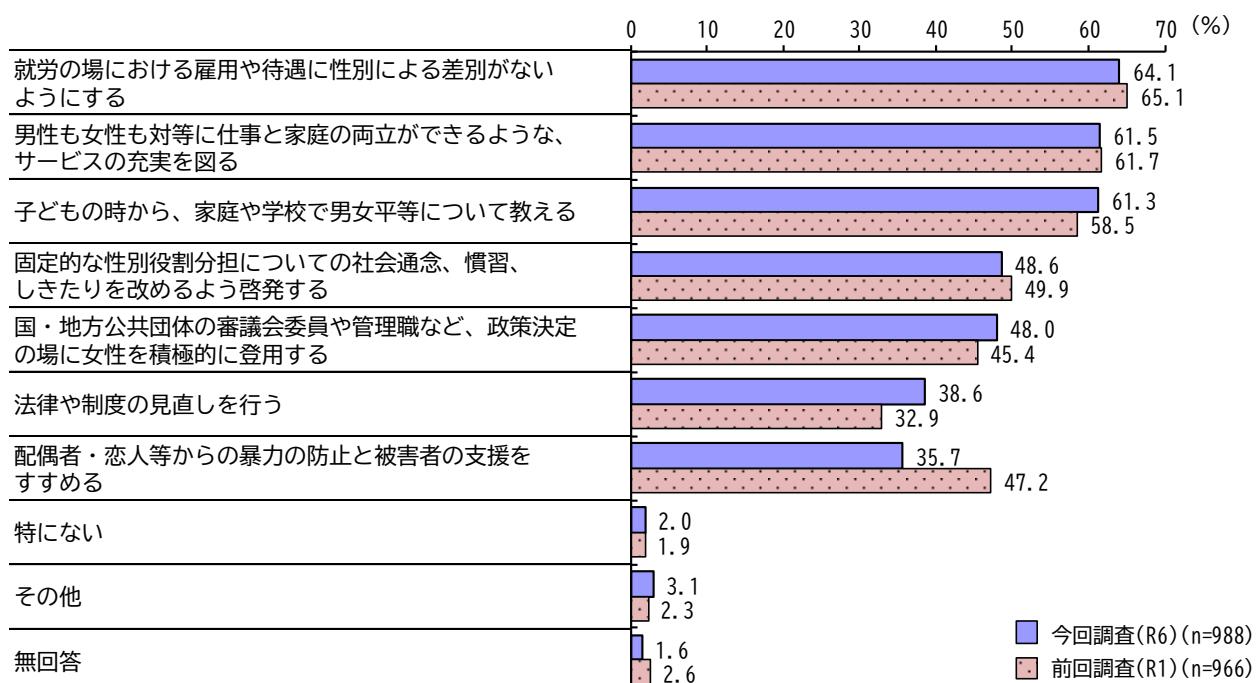
施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
22	市民や事業者の、男女共同参画を推進する会議等への参加を促進します。 また、市民との協働による情報提供の充実を図ります。	東松山市男女共同参画審議会の意見の反映	人権市民相談課
		市民との協働による情報の収集、発信	人権市民相談課

③ 男女共同参画に関する現状の分析・計画の進行管理

計画を着実に推進するため、男女共同参画に関する現状や市民ニーズの把握に取り組みます。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
23	調査等を行い、男女共同参画の現状の把握に努めます。また、計画の実施状況を定期的に分析・公表し、進行管理を行います。	市民意識調査等の実施による実態の把握と分析	人権市民相談課 広報広聴課
		施策の実施状況の分析・把握と結果の公表	人権市民相談課

【男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れるべきこと】



※「配偶者・恋人等からの暴力の防止と被害者の支援をすすめる」は前回調査では
 「配偶者・恋人等からの暴力、セクシャル・ハラスメント、ストーカーなどの暴力の防止と被害者の支援をすすめる」

〈令和6年度東松山市男女共同参画に関するアンケート調査より〉

基本目標IV 人権が尊重されDVのない社会づくり

～東松山市DV防止基本計画～

主要課題

(10) あらゆる暴力の根絶

① DV防止対策の推進

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：「DV」※）は、人権を侵害する行為であり、決して許されるものではありません。そのため、暴力を許さないという意識の徹底を図るとともに、被害者が必要な時に必要な支援を受けられるよう、相談・支援体制の強化に取り組みます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）が制定され、近年ではDVという言葉は社会に浸透しつつありますが、その認識はいまだに十分ではありません。外部からその発見が困難な家庭内や恋人間において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄い傾向があります。このため、周囲も気付かぬうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があります。

本市では、DV防止に向けた啓発に努めるとともに、被害者の相談・保護・自立支援に至るまでの総合的な対策を行うために、平成27年12月に「東松山市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、各機関と連携してDV防止対策を推進しています。

また、女性も男性も、将来にわたり被害者・加害者にさせないため、若年層（中・高校生等）を対象とした、男女がお互いに相手を尊重する関係を築き、交際相手からの暴力（デートDV※）を未然に防止するための啓発事業を実施しています。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
24	各関連法の周知及び意識啓発に努めます。 また、暴力の発生を未然に防ぐための環境づくりを推進します。	講座（デートDVを含む）の開催及びチラシ等による防止・意識啓発	人権市民相談課

※ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など、親密な関係にある人又はあった人から振るわれる暴力のこと。

身体的暴力…殴る、蹴る、物を投げつけるなど

精神的暴力…大声で怒鳴る、長時間無視し続ける、電話やメールを監視するなど

性的暴力…性的な関係を無理に迫る、避妊に協力しないなど

経済的暴力…生活費を渡さない、仕事を辞めさせるなど

※デートDV

交際相手からの暴力のこと。DVと同じく、身体的暴力や精神的暴力のほか、スマートフォン等を使った束縛や監視なども含まれる。10代の若者を中心に「交際相手にスマートフォンの中をチェックされた」「異性の連絡先をすぐ消すように言われた」などの事例が見受けられる。その他、お金を借りても返さない、いつもおごらせる、高価な物を買わせる、GPS機能を悪用される、自撮りの写真を送らせる、性的な写真や動画をインターネット等で不特定多数の人に公開されるリベンジポルノの被害にあう等も問題となっている。

パープルリボンには「女性に対するあらゆる暴力をなくしていく」
というメッセージが込められています。



東松山市配偶者暴力相談支援センター（人権市民相談課）

TEL 0493-81-5702

基本目標IV 人権が尊重されDVのない社会づくり

主要課題

(11) 安心して相談できる体制づくり

① 相談窓口の周知

本市では、DVに関する電話相談及び面接相談を行っています。相談窓口の周知を図り、被害を受けた人が相談しやすい環境をつくります。

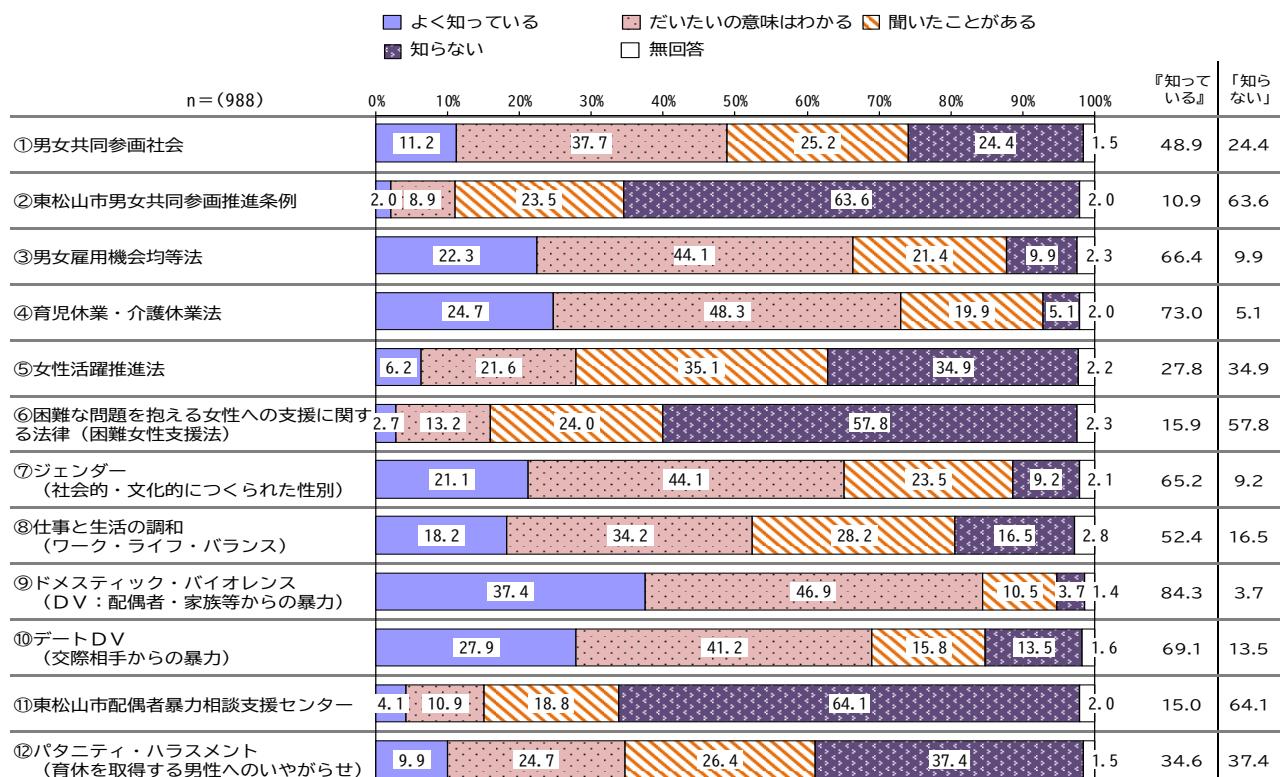
施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
25	DVに関する相談窓口や支援情報についての周知を図ります。	配偶者暴力相談支援センターをはじめとする相談窓口及び支援情報についての周知	人権市民相談課

② 相談体制の充実

DVは、親しい間柄で発生することから、個人的な問題として捉えられやすく、被害が潜在化することが多くなっています。このため、「東松山市配偶者暴力相談支援センター」など、身近な相談できる場所を充実するとともに、発生防止、被害の深刻化防止のために相談窓口の周知を行います。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
26	配偶者等からの暴力の根絶に取り組むため、関係機関や関係各部署との連携を図ります。	DV対策庁内連携会議を活用した連携	人権市民相談課

【男女共同参画に関する言葉の認知度】



（令和6年度東松山市男女共同参画に関するアンケート調査より）

基本目標IV 人権が尊重されDVのない社会づくり

主要課題

(12) 自立への支援

① 早期発見体制の整備

DVの深刻化を防ぐためには、早期発見と、被害者の適切な保護、安全確保を図ることが重要です。また、児童虐待とも密接に関連しており、あらゆる暴力被害が潜在化しないよう、通報義務を周知徹底し、地域住民などによる発見機能を強化します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
27	教職員、保健師、保護者等へ被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発に取り組み、早期発見を推進します。	被害者保護のための情報共有と関係機関との連携を強化	学校教育課
		保護者や地域の民生委員・児童委員への啓発	健康推進課
			社会福祉課
			こども支援課

② 保護体制の強化

関係機関と連携し、被害者の身を守るための保護体制の強化に取り組みます。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
28	県、児童相談所、警察など関係機関との連携や制度の整備により、被害者保護に取り組みます。	配偶者暴力相談支援センターにおける緊急時の安全確保	人権市民相談課
		被害者保護のための情報管理の徹底	市民課

③ 生活再建に向けた支援の充実

DV被害者が自立し、安心して暮らしていくためには、生活基盤を整える支援が求められます。避難先で落ち着いた生活を取り戻すために、心身の健康回復のための支援や自立に向けた様々な支援を行います。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
29	DV被害者支援のため、関係機関と連携し、自立支援の充実を図ります。	各種福祉サービス等を活用した自立支援	社会福祉課
			人権市民相談課

基本目標V 困難な問題を抱える女性への支援体制づくり

～東松山市困難女性支援基本計画～

主要課題

(13) 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

①困難な問題を抱える女性に寄り添った支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年5月に成立しました。この法律は、困難な問題を抱える女性の支援に関する必要事項を定め、施策を推進することで、女性が安心して自立して暮らせる社会を実現することを目的としています。困難な問題を抱える女性への配慮や支援を進め、誰もが安心して暮らせる体制をつくります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
30	包括的かつ継続的な自立支援の実施	関係機関と連携した包括的な支援体制の整備	人権市民相談課

②相談支援の充実

様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援体制を整備します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
31	相談者が自立した生活を送れるよう支援します。	相談員の資質向上	人権市民相談課

第4章 プランの推進体制と進行管理

(1) プランの推進体制

■市民・企業・団体等との連携

男女共同参画は、家庭や地域社会、学校、職場など市民生活のあらゆる場面にかかわります。そのため、多くの個人や組織が連携して推進することが必要です。

市民や学識経験者、事業者、関係団体などで構成される東松山市男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画社会の実現や男女共同参画推進計画に関することについて協議を行います。

■庁内推進体制の整備

男女共同参画に関する施策は、行政のあらゆる分野に及びます。職員一人ひとりの男女共同参画意識を向上させるとともに、関係部局が緊密に連携、協力し、男女共同参画の視点から各種施策を推進していくことが必要です。

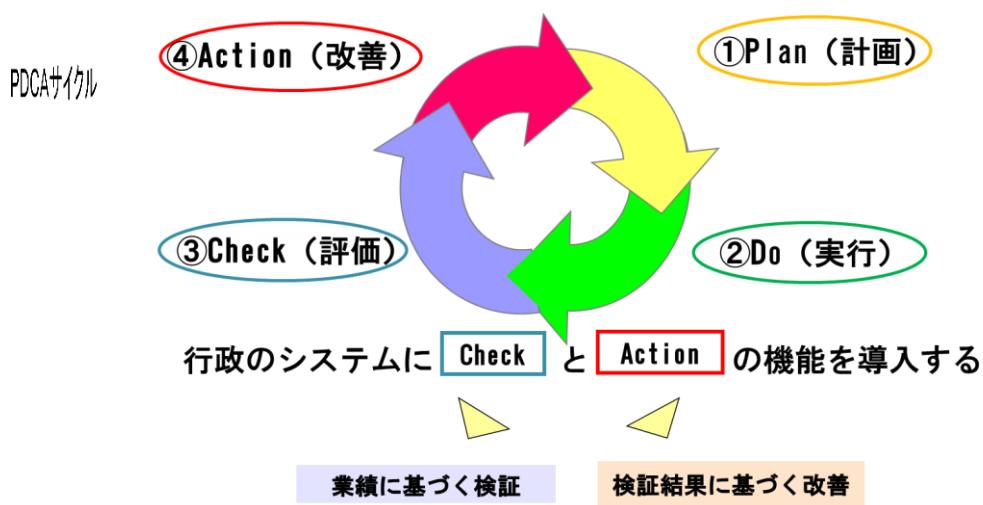
庁内の管理職で構成される男女共同参画庁内連絡会議を設置し、男女共同参画の総合的かつ効果的な推進を図ります。

(2) プランの進行管理

プランの着実な推進を図るためにには、進捗状況や成果の把握を行い、施策の見直しを行う必要があります。

毎年度、事業の取組状況などについて、進捗状況の点検、評価を行います。

【新年度の事業評価⇒事業の評価】



事業が有効であるかを、PDCAサイクル (P:プラン⇒D:ドゥ⇒C:チェック⇒A:アクション) により継続的に検証・評価し、改善することによって、より効率的な活動を行います。

(3) 推進指標

本市の男女共同参画に向けた取組をより積極的かつ計画的に推進するため、数値目標を設定します。数値目標を設けることで、市の取組がどの程度進んでいるのかが検証でき、成果がわかりやすくなるため、各分野の取組の推進力となり効果的です。

ただし、目標値が独り歩きすることがないよう、過去のデータの推移、現在の社会状況及び今後の見通し等を勘案し、適切な数値設定し見直しをする必要があります

基本目標	主要課題	施策	指標	現状値 (調査年度)	目標値 (目標年度)
I	(1)	①	男女の人権を尊重 【指標の定義】 社会全体において男女の地位が平等になっていると回答した人の割合	16.5% (令和6年度)	20% (令和14年度)
			男女共同参画意識の啓発 【指標の定義】 男女共同参画啓発活動の参加者数	475人 (令和6年度)	580人 (令和14年度)
II	(4)	②	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 【指標の定義】 男性市職員の育児休業取得率	58.3% (令和6年度)	60% (令和14年度)
			子育て支援の充実 【指標の定義】 待機児童数	0人 (令和7年度)	0人 (令和14年度)
III	(7)	①	政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画 【指標の定義】 審議会等における女性委員の割合（女性委員の数／審議会の総人数）	32.7% (令和7年度)	40% (令和14年度)

	(9)	①	男女共同参画推進体制の整備 【指標の定義】 市職員一般行政職の管理監督職（主査級以上）における 女性職員の割合	21.7% (令和7年度)	25% (令和14年度)
IV	(10)	①	配偶者等からの暴力についての認識 【指標の定義】 長時間無視をし続ける	53.8%	70%
			交友関係の制限・携帯電話等を細かく確認する	58.0%	70%
			どんな場合でも暴力に当たると回答した人の割合	(令和6年度)	(令和14年度)
V	(11)	②	配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度 【指標の定義】 東松山市配偶者暴力相談支援センターについて聞いたことがあると回答した人の割合	33.8% (令和6年度)	45% (令和14年度)
			困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法) の認知度 【指標の定義】 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を知っていると回答した人の割合	15.9% (令和6年度)	30% (令和14年度)